第二十七条の十二に次の一項を加える。

6　燃料電池自動車等（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百二条の十一の燃料電池自動車等をいう。次条第四項及び第四十五条第二項において同じ。）を積載する閉囲されたロール・オン・ロールオフ貨物区域（自動車運搬船（同令第三百二条の十四の自動車運搬船をいう。次条第四項及び第四十五条第二項において同じ。）のものに限る。）には、水素又は可燃性天然ガスの発火源となる設備を配置してはならない。

第二十七条の十三第三項中「前条」を「前条第一項から第五項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第六項の規定は、自動車運搬船のロール・オン・ロールオフ貨物区域以外の閉囲された貨物区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

第四十五条中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十七条の十二第六項の規定は、自動車運搬船の閉囲された車両甲板区域であつて、燃料電池自動車等を積載するものについて準用する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第九条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「すべて」を「全て」に、

「5. 7. 4　第27規則の規定により要求される兼用船の情報及び資料は、承認された記入方法により、この船舶に提供されている。

Information and data required under regulation 27 for combination carriers have been supplied to the ship in a written procedure approved by the Administration　□」

を

「5. 7. 4　第27規則の規定により要求される兼用船の情報及び資料は、承認された記入方法により、この船舶に提供されている。

Information and data required under regulation 27 for combination carriers have been supplied to the ship in a written procedure approved by the Administration　□

5. 7. 5　この船舶は、第28規則6の規定に基づき承認された復原性計算機を備えている。

The ship is provided with an Approved Stability Instrument in accordance with regulation 28. 6　□

5. 7. 6　この船舶は、第3規則6の規定により第28規則6の要件を免除されている。復原性は次の方法によつて検証される。

The requirements of regulation 28. 6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3. 6. Stability is verified by the following means :　□

. 1　第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件においてのみ荷積みを行う。

loading only to approved conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28. 5　□

. 2　検証は主管庁によつて承認された手段により、この船舶以外の場所で行われる。

verification is made remotely by a means approved by the Administration :　□

. 3　第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記されている承認された積付条件の範囲内で荷積みを行う。

loading within an approved range of loading conditions defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28. 5　□

に

. 4　第28規則5の規定に基づき船長に提供された復原性資料に明記され非損傷時及び損傷時の復原性の要件を満たす承認されたKG/GM曲線に基づき荷積みを行う。

loading in accordance with approved limiting KG/GM curves covering all applicable intact and damage stability requirements defined in the stability information provided to the master in accordance with regulation 28. 5　□」

改める。

第十二号の四様式中

「2. 2. 1　船舶に設置された次の原動機は、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に従い、第13規則の排出基準に適合する。

The following marine diesel engines installed on this ship comply with the applicable emission limit of regulation 13 in accordance with the revised NOx Technical Code 2008 :　」

を

「2. 2. 1　船舶に設置された次の原動機は、以下のとおり、第13規則の要件に従う。

The following marine diesel engines installed on this ship are in accordance with the requirements of regulation 13, as indicated :　」

に

「

		原動機 #1 Engine #1	原動機 #2 Engine #2	原動機 #3 Engine #3	原動機 #4 Engine #4	原動機 #5 Engine #5	原動機 #6 Engine #6
原動機製作者等及び原動機の型式 Manufacturer and model							
製造番号 Serial number							
使用形態 Use							
出力 (kW) Power output (kW)							
定格回転速度 (rpm) Rated speed (rpm)							
設置年月日 Date of installation							
主要な改造を行つた年月日 Date of major conversion	第13規則2. 2に基づくもの According to Reg. 13. 2. 2						
	第13規則2. 3に基づくもの According to Reg. 13. 2. 3						

を